福祉車両貸与事業実施要綱

社会福祉法人　郡上市社会福祉協議会

社会福祉法人　郡上市社会福祉協議会福祉車両貸与事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介助を必要とする高齢者や身体障害者（児）等で車椅子を必要とする者に福祉車両を貸出し、買い物、通院などの日常生活の便宜をはかるとともに、行事や行楽に積極的に参加する機会を確保することを目的とする。

（事業の実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会とする。

（利用者）

第３条　この事業の利用者は、市内に住所を有し、次に該当する者とする。

（１）体幹及び下肢に障がいがあり、車椅子を必要とする者。原則、障害者手帳の交付または、要介護認定を受けている者。

（２）傷病等で一時的に車椅子を必要とする者。

（３）その他、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

（利用手続）

第４条　福祉車両の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、年度初回利用時は福祉車両貸与初回申請書(様式第１号)、２回目以降は福祉車両貸与申請書（様式第２号）により、会長に申請しなければならない。

２　会長は、前項の申請を受理したときは、申請内容を検討し要否について決定し、却下の場合は福祉車両貸与却下通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

３　毎月１日に翌月の予約受付を開始し、その日が土日及び祝日の場合は、その直後の平日（午前８時30分から午後５時30分）から受け付ける。

（利用の範囲及び期間・時間）

第５条　福祉車両の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、福祉車両の利用にあたり貸与対象者の移送以外の目的に使用してはならない。

２　福祉車両の貸出期間は、２日以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

３　車両の引き渡し・返却時間は、原則月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時30分の間とする。

（費用の負担）

第６条　借受人は、福祉車両の利用にあたり燃料代を負担するものとする。

２　借受人は、福祉車両貸与記録票（様式第３号）を記入し会長に提出しなければならない。

（事故発生時の処理方法等）

第７条　借受人は、福祉車両の利用にあたり安全運転を心がけるものとする。

２　借受人は貸与期間中に福祉車両を滅失または損傷した場合は、直ちに会長に報告し、指示を受けなければならない。

３　会長は、借受人の責めに帰する事由により福祉車両を滅失または損傷した場合は、その相当額を求めることができる。

（貸与の管理）

第８条　会長は、福祉車両の貸与状況を明確にするため、ＣＳＷ（郡上システム）にて管理するものとする。

２　会長は、福祉車両の貸与時、返却時に借受人の立会いのもと福祉車輌の点検を行うこととする。

（使用車両）

第９条　貸与する福祉車両は、

スズキ　　エブリイ　（軽車両）　岐阜５８２　ち　　７５０
スズキ　　エブリイ　（軽車両）　岐阜８８０　あ　１７０２
ホンダ　　Ｎ－ＢＯＸ（軽車両）　岐阜５８１　め　５５６３

２　事業所貸出車両として、

スズキ　　エブリイ　（軽車両）　岐阜８８０　あ　２４５２
ホンダ　　Ｎ－ＢＯＸ（軽車両）　岐阜５８１　み　８７６４
ホンダ　　Ｎ－ＢＯＸ（軽車両）　岐阜５８１　む　９７６８
トヨタ　　ヴォクシー（普通車両）岐阜５０２　ほ　３７８８
スズキ　　エブリイ　（軽車両）　岐阜５８２　ち　　７４８
スズキ　　エブリイ　（軽車両）　岐阜５８２　き　６８５２

３　事業所貸出車両については、各事業の不使用時間帯とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、福祉車両の貸与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年５月１４日から施行する。
この要綱は、平成２８年２月１日から施行する。
この要綱は、平成２８年６月１７日から施行する。
この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。
この要綱は、令和元年６月１日から施行する。
この要綱は、令和２年６月１日から施行する。
この要綱は、令和３年６月１日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１９日から施行する。
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
この要綱は、令和７年７月１日から施行する。
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（様式第１号）

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会					
受付決裁印	事務局長	課　長	係　長	担　当	受　付
	担当係名　　地域福祉課		指示（回答・要・不要）		

福　祉　車　両　貸　与　申　請　書（初回・年度初回用）

郡上市社会福祉協議会長　　様

令和　　年　　月　　日

次のとおり福祉車両の貸与を申請します。(太枠内記入)

申請状況	□　初回　　□　以前に申請あり　（　　年　　月頃）		
申請者氏名	利用者との続柄（　　）		
申請者住所			
申請者連絡先			
利用者氏名		生年月日	大・昭・平・令　　年　　月　　日
利用者住所	□申請者と同じ		
利用者の身体状況	□　介護保険認定　（□要介護　　□要支援　　） □　障害者手帳　（□身体　□知的　□精神　　級） □　その他身体状況（　　）		
利用目的	□　病院受診　　□　施設入退所 □　病院入退院　　□　病院・施設一時退院、外出 □　外出（　　）　□　その他（　　）		
行き先	出発地　　目的地		
利用期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分から 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで		
運転者(免許証の写し)	氏名	□申請者と同じ	
	住所	連絡先	
車いす	□車いす貸出必要　（特記　　）		
請求書送付先	□申請者　□利用者 □その他　氏名＿＿＿＿＿＿　住所＿＿＿＿＿＿＿＿		
貸出中に事故があった場合、車両等の修理代をご負担いただく場合があります。 □説明を受けた			
※配車先 ※貸出車種	□八幡　□N-BOX　581 め 5563　（ウ） □大和　□エブリイ 880 あ 1702　（庁） □エブリイ 582 ち　750　（庁）	□白鳥　□エブリイ　880 あ 2452（白） □N-BOX　581 み 8764（北） □N-BOX　581 む 9768（東） □高鷲　□ヴォクシー502 ほ 3788（高） □美並　□エブリイ　582 ち　748（美） □明宝　□エブリイ　582 き 6852（明）	
※走行距離	出発時　　km	帰着時　　km	走行距離　　km

備考：初回・新年度は、運転者の運転免許証の写しを添付。以降は、貸出時に運転免許証にて確認。

※印は事務局記入。燃料代は福祉車輌給油所（大和商事）単価とする。

（様式第２号）

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会					
受付決裁印	事務局長	課　長	係　長	担　当	受　付
	担当係名　地域福祉課		指示（回答・要・不要）		

福　祉　車　両　貸　与　申　請　書

郡上市社会福祉協議会長　　様

令和　　年　　月　　日

次のとおり福祉車両の貸与を申請します。(太枠内記入)

直近利用状況	令和　　年　　月頃利用			
申請者氏名	利用者との続柄（　　）			
利用者氏名				
利用目的	□　病院受診　　□　施設入退所 □　病院入退院　　□　病院・施設一時退院、外出 □　外出（　　）　□　その他（　　）			
行き先	出発地　　目的地			
利用期間	自　　年　月　日（　）　時　分から 至　　年　月　日（　）　時　分まで			
運転者 (免許証の写し)	氏名	□申請者と同じ		
	住所		連絡先	
車いす	□車いす貸出必要　（特記　　）			
請求書送付先	□申請者　□利用者 □その他　氏名＿＿＿＿＿＿　住所＿＿＿＿＿＿＿＿			
貸出中に事故があった場合、車両等の修理代をご負担いただく場合があります。 □説明を受けた				
※配車先 ※貸出車種	□八幡　□N-BOX　581 め 5563　（ウ）		□白鳥　□エブリイ　880 あ 2452（白）	
	□大和　□エブリイ 880 あ 1702　（庁）		□N-BOX　581 み 8764（北）	
	□エブリイ 582 ち　750　（庁）		□N-BOX　581 む 9768（東）	
			□高鷲　□ヴォクシー502 ほ 3788（高）	
			□美並　□エブリイ　582 ち　748（美）	
			□明宝　□エブリイ　582 き 6852（明）	
※走行距離	出発時　　Ｋｍ	帰着時　　Ｋｍ	走行距離　　Ｋｍ	

備考：初回・新年度は、運転者の運転免許証の写しを添付。以降は、貸出時に運転免許証にて確認。
※印は事務局記入。燃料代は福祉車輌給油所（大和商事）単価とする。

（様式第３号）

福祉車両貸与記録票

利　　用　　日	令和　　年　　月　　日　（　　）	
利 用 者 氏 名		
連絡先電話番号		
出 発 時 距 離	ｋｍ	
帰 着 時 距 離	ｋｍ	
車両確認欄		
貸　　与　　前	運転者	受付者
貸　　与　　後	運転者	受付者

福祉車両貸与事業は、住民の皆様から頂いた「社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」で実施しています。
福祉車両の利用料は無料ですが、燃料代は実費にてご負担願います。なお、燃料代は、福祉車両給油所（大和商事）単価にて、月末締めにて、ご請求させていただきます。
また、貸出中に起こった事故に関しまして、修理代等をご負担いただく場合がありますのでご了承ください。

郡上市社協

郡上市社協ロゴマーク

お問い合わせ先

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会　地域福祉課

〒501-4607　岐阜県郡上市大和町徳永５８５番地

☎0575-88-9988　　FAX0575-88-3315

（様式第４号）

福　祉　車　両　貸　与　却　下　通　知　書

令和　　年　　月　　日

様

社会福祉法人　郡上市社会福祉協議会
会　長

年　　月　　日付けで申請のありました福祉車両の貸与につきましては、次のとおり却下となりましたので通知します。

利用者氏名		行　先	
貸与期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分		
却下の 理　由			